

Mizu Management

[水マネジメント]

創刊号
2008

上下水道事業を 運営管理から考える

Special Interview

水との共生

根幹に根付く「水哲学」から見えるもの

元IWA会長 丹保憲仁氏

ここが知りたい！

民間委託

包括的民間委託
官から民へのリスク分担
責任の明確化なしには進まない
[長野市の場合]

注目の施策

- 「公共サービス改革基本方針」改定
- 上下水道施設の運転管理業務が追加
- 期待される性能発注・包括的民間委託の促進



水との共生—— 根幹に根付く「水哲学」から見えるもの

元国際水協会（IWA）会長

丹保 憲仁 氏

地球は今、かつて経験したことのない“水の危機”に直面しています。
発展途上国には安全な飲料水を利用できない人や、基本的な衛生施設を使えない人があふれ、
地球温暖化の影響なのか、先進国も渇水や洪水の被害から逃れられずにいます。
人類はどうすれば“水”と共生できるのか。
それを考えていく上で今後、水事業に携わるすべての人が共有すべき基本となる考え方、
いわば「水哲学」が求められているように思えます。
この点について、国内外の水関連団体で要職を勤めてこられた
元IWA会長の丹保憲仁館長にお話を伺いました。

Tanbo Norihito

たんぼ のりひと
昭和30年北海道大学工学部土木科卒業。
平成7年同大学総長、13年放送大学長、
19年より現職。この間、土木学会会長、
IWA会長、文部科学省大学設置・法人
審議会会長などの要職を歴任。現在は北
海道開拓記念館・館長。専門は水環境工
学、都市水工学。



これから求められる 「水哲学」とは？

すべての基本は水である

—— 丹保先生の考える「水哲学」についてお聞かせください。

丹保氏 最近、水に“おいしさ”を求める人が多くなりました。ペットボトル水に限らず水道水でも同様で、おいしさを追求する水道事業者も少なくありません。

ですが、水道水を嗜好品としてとらえることは危険です。なぜなら、生命にしても生活にしても、すべての基本が水だからです。

残念ながら地球上には、その基本すら手にできない人が多く存在します。アイルランドのダブリンで1992年に開催された「水と環境に関する国際会議」では、世界中の人に少なくとも1人あたり50ℓの安全な水を配るという「ダブリン宣言」が採択されました。しかし、いまだ世界人口の3分の1は安全な水を利用できていません。特にアジア地域には多く、7億人にのぼると言われています。

この現実が私をつき動かしているのです。

この問題を解決するためだったら、格好つけた言い方になりますが、命を懸けてもいいと思っています。

—— 上下水道事業には健康、安全、衛生などの目的がありますが、それも「すべての基本は水」という水哲学が根幹にあってこそ実現できることなのですね。

丹保氏 本来ならばそうですが、この頃は根幹の部分に価値観を感じない人が増えているように思えます。

国土審議会で北海道新幹線について議論し

ているのですが、札幌の新幹線を核にして北海道全土を考えようとする傾向があります。そうではなく、北海道全土の交通系統を整備して、それに新幹線をつなぐことを考えるのが本当です。考える順番が逆になっているのです。

水哲学と言っているのかどうか分かりませんが、これからの水問題を考えていく上で求められていることは、「すべての基本は水」という認識を持つこと、そしてこの一番大事なところに価値観を感じることはないでしょうか。



天塩川の最上流の風景
(丹保氏撮影)

—— 飲料水に置き換えると、いかにおいしくするかではなく、いかに水を確保するかを出発点にして考えないといけないということですね。途上国の水問題を解決するにしても、ここを根幹に置くべきです。今後は水道事業を通して、生活していくことの基本や、自分達のあり様まで考えるべきなのかもしれません。

現場からの問いかけが大事

—— 丹保先生の“順番を間違っている”というご指摘は、ほかの事柄にも当てはまると思います。政策決定についてもそうです。あまりにも拙速すぎるように感じます。

例えば平成14年に水道法が改正されましたが、その発端は何だったのか。実際に水道事業に携わっておられる方々が水道事業をどうとらえているかが根幹にあり、そこから必然性が発生してくるべきではないでしょうか。法改正で水道事業の第三者委託が可能になったわけですが、大事なことは官がやるか、民がやるかということではなく、水道事業として最善のものを作り上げていくことだと思います。そのことを現場の実態から考えていけるような仕組みに変えられないものでしょ

うか。

丹保氏 変えられるのではないのでしょうか。日本はその状況に達していると思います。

現場の実態から水道事業を考えるようになれば、その経験を途上国の水問題解決にも活かせます。水道法に照らして良いか悪いかではなく、現地にもっとも適した手法を生み出せるのではないのでしょうか。

水哲学から考える水道システム

水、エネルギー、資源とのリンクを

—— 少子高齢化や水道技術者の減少、第三者委託など、日本の水道事業は大きな転換期を迎えています。「すべての基本は水」という水哲学に基づいて考えたとき、どのような水道システムの将来像が見えてくるのでしょうか。

丹保氏 水だけで完結させるのではなく、最低でもエネルギーや資源とリンクして

考えるべきでしょう。膨大なエネルギーを使って水を生み出してはいけませんし、水だけでエネルギーが作れるわけでもありません。水とエネルギーは必ずつながっているのです。水は世の中に一番多くあり、水を媒体にすべてのものが動いていますから、水だけを考えるとおかしいことになります。水が何を動かしているかを考えなければなりません。

例えば下水道ですが、下水に含まれる有機物は資源でもあり、エネルギーでもあります。これからは汚水処理するシステムではなく、有機物というエネルギー・資源の回収装置と考えるようになるでしょう。

より多くの有機物を回収するために、管路のつなぎ替えが起こる可能性もあります。そのことに投資できる世論や環境が整えば、下水道システムの大きな進歩が期待できますし、すでに変化する時代に入ったと思っています。

一本のパイプに廃棄物を流し込む下水道は、装置としては便利ですが、水や資源、エネルギーが枯渇している今、利便性だけを追求するべきではありません。利便性と資源の枯渇、両者の折り合いをどうつけるかについて、これから議論が必要だと思います。

求められる総合力を持った人材

丹保氏 資源とエネルギーのシステムに水を組み込んで考えていくには、総合的に幅広い知識を持った人材が求められます。私は50年前に水環境工学という学問を作ったわけですが、それは私一代で終わるでしょう。これからは、もっと幅の広い都市学や環境学といったような学問に変化していくのだと思います。

—— 20世紀後半頃から、就職活動などで特定の分野の能力が高いスペシャリストを採用する傾向が高まりましたが、最近は丹保先生がおっしゃったように、総合力を持ったゼネラリストを求める時代へと変化してきたように思えます。

丹保氏 確かに学問だけではなく、職業あるいは社会全体に“幅広さ”が求められているのかもしれない。

都市部では分業が進んでも、人口が多いから何とかあります。しかし、過疎地の集落の場合、このまま分業が進むと人手が不足し、駅は無人になり、郵便局は廃止され、他の公



天塩川の隔雪湛水の風景
(丹保氏撮影)

共サービスも水準が低下し、悪くすれば廃村という事態に陥ってしまいます。駅長、簡易水道の管理者、郵便局長など1人が数役を担うことができれば、過疎地の集落が直面している問題を解決できると思います。

ただ残念なことに、今の学校教育のシステムでは、1人数役をこなせる人材は育ちにくいでしょう。学部、学科で細分化され、機械工学の学生は生物を学ばない、電気のこともわからない。これでは万能技術屋は育ちません。最初からすべてを詳しく勉強するのは不可能ですし、またその必要もありません。仕事を通して徐々に身につけていけばいいのです。そういう時代が来つつあると思います。

水道システムを支える教育

体を使った学びが重要 汚いことも経験してほしい

—— 丹保先生がおっしゃっておられるような総合力は、学校で学ぶ学問だけではなく、例えば仕事を通じて、現場を経験して、生きる

ことに切実に向かい合い、学ばざるを得ない環境に日々置かれることで、培われてくるものだと思います。

丹保氏 私の孫弟子達は非常に優秀ですが、自分に取り組んでいる学問以外のことは少ししか知りません。そんなことに時間を使ってもらえないと言うのです。

ですが、まっすぐ登れる山ばかりじゃないんです。時には草むらで休んだり、わき道を歩いたりすることもあるでしょう。そういう知恵を持つ余裕を学校教育が持たせなかったのかもしれないし、あるいは知恵すら持たない人が学校の先生になっているのかもしれない。そうだとすると、非常に大きな問題です。

小学校のゆとり教育が見直されましたが、失敗の原因はゆとり教育をするだけの能力が先生になかったからなのかもしれません。小学生向けの「水辺の楽校」という環境教育プロジェクトがありますが、水を勉強したことのある教師がどれくらいいるでしょう。中途半端な教育では困るのです。

—— 小学校のカリキュラムで下水処理場の見学が行われていますが、子供に抵抗感を植え

付けたくないと考えているのか、流入口の汚い所を見せないことがあるんです。本当はそこから見てほしいんですが、きれいなところだけサッと見て終わりです。

丹保氏 北海道開拓記念館にも小学生が見学に来ますが、せいぜい2時間しか見ません。館長の私が見ても2時間はかかるのですから、理解できるわけがありません。丸1日、せめて半日はかけてもらいたいと思います。

—— 評論家の呉智英さんの話にこんなものがあります。「道を歩いているとうんこがあった。見て、うんこだと思った。触ってみて、うんこだと分かった。匂いをかいでみて、やっぱりうんこだった。なめてみて、やっぱりうんこだと理解した。そして、避けて通った」というものです。ようするに、見ただけじゃ分からないんです。触ってみて始めて理解できるんです。もっと体で感じる教育をやっていただきたい。そうすることで、動物的なセンスを取り戻してほしいと思います。

丹保氏 私が小学校の頃は、トイレの床がぬれて汚くて、どこにどうやって足を置いて用を足そうかと頭を悩ませたものです。いまだ



に夢で見るくらいです。

最近の小学校では、生徒にトイレ掃除をさせないそうです。トイレ掃除をさせたら、親が学校にどなりこんできたこともあると聞きます。今の子供は、トイレ掃除をした記憶がないまま育つわけです。それでは一人前の人間にはなれないのではないのでしょうか。汚いことも経験し、体を使って学んでいくことが求められていると感じます。

—— 冒頭で丹保先生が「すべての基本が水」とおっしゃったように、本日お伺いしたすべての話題には“ものごとの基本と根幹を見極め、そこから考える”という共通したメッセージが込められていたと思います。最後は教育の話題になりましたが、それは教育が“水”を考える上での基本であり根幹であることの表れなのだと思います。本日はありがとうございました。

* * *

包括的民間委託＝官から民へのリスク分担 責任の明確化なしには進まない

——長野市の場合

上下水道施設の運転管理において、
“包括的民間委託”や“性能発注”という言葉がすっかり定着した感がありますが、
具体的なメリットや手法は意外に知られていないのが実情ではないでしょうか。
「ここが知りたい! 民間委託」では、性能発注に基づく包括的民間委託を導入している自治体を取材し、
これから導入を考えている自治体の方々に参考になるような情報を提供していきたいと思います。
第1回目は平成16年度から導入した長野市東部浄化センターを訪問し、
同市水道局下水道施設課の吉田清美課長にお話を伺いました。(編集室：奥田早希子)

活用したい“民間活力” とは何か？

長野市のホームページには、包括的民間委託を導入した目的として次の3つが挙げられています。

- ①民間活力の活用を推進し、維持管理コストの縮減を図る
- ②責任分担を明確にし、施設機能を発揮させ創意工夫による効率化を図る
- ③公平、公正、透明性を高めた競争環境を整え受託者を決定する

この3つは、どの自治体にも共通する“最大公約数”のようなもの。包括的民間委託の導入を検討している自治体にとっては、より具体的な導入メリットを知りたいところだと思います。

まず、①に明記された“民間活力”とは何か。業務を受託する民間企業にとっても、自治体が求めている“民間活力”を知ることは市場競争力の強化につながります。

では、長野市が期待した民間活力とは何だったのでしょうか。それは「さまざまな面で行政を上回っていた自由度の高さ」(吉田課長。以下同)でした。夜勤を含む勤務シフトにいかに関材を割り振るか、ユーティリティーをどの業者から調達するかなど、行政には民間企業にはない制約があります。その部分の自由度を高めることで、事業効率性も高めようと考えたそうです。

発注方式も、従来の仕様発注から性能発注に変更しました。運転管理手法の制約はなくなり、契約書で約束した施設性能を満足させていけば、運転管理手法は民間企業の工夫次第。



長野市水道局下水道施設課
吉田清美 課長

第。これにより、さらに民間企業の自由度を高めることができました。

目的①には「維持管理コストの縮減」と書かれていますが、その理由を“公共人件費の縮減だけ”と理解している人が多いのではないのでしょうか。しかし実際には、高い自由度がもたらす事業効率性の向上によるところも大きいのです。

「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」の定義によると、長野市のように運転管理とユーティリティー管理を

あわせた性能発注はレベル2ですが、電力を含まないため、「レベル1.5か1.7くらい」とのこと。「委託する範囲を拡大すればするほど、更なる効率化が可能」なことから、今後は含める方向で検討したいということです。

原油価格が高騰が続けている昨今、燃料費削減に直結する省エネ対策は必至。燃料由来の二酸化炭素排出量を削減する上でも、電力調達で民間企業が果たせる役割は少なくありません。さらに「市職員の数に限りがあること、下水処理場の運転管理業務により広く深い知識が必要になっていることを考えても、性能発注に基づく包括的民間委託にはメリットが多く、今後の方向性だと思います」。

時代とともに下水処理場の役割は変わり、自治体のニーズも変化しています。新たなニーズに応え続けることこそ民間活力であり、その力を評価し見極める“目”が、包括的民間委託の成功を左右する鍵と言えるのではないのでしょうか。

数字を使ってあらゆるリスクを洗い出し

性能発注に基づく包括的民間委託を請け負う民間企業は、高い自由度を手に入れるのと引き換えに、それまで自治体が背負っていた大きな責任とリスクを分担することになります。それがどこまでの範囲なのか、つまり官民の責任分担を事前に明らかにしておくことで、後々の混乱が避けられ、民間企業も責任感を持って事業に取り組めるようになります。

す。この点を明記したのが目的②です。

長野市は「できる限り数字を使い、(官民の境界線が) あいまいにならないようにしました」。

例えば運転管理の大前提である想定流入水量については、年平均水量、年最大水量を明確に提示しました。すでに包括的民間委託を導入している4都市ほどの仕様書を参考にしたそうですが、ほとんどが日平均、日最大のみ。「年間で見た数字があったほうが民間企業も運転管理しやすいでしょうし、より確実なリスク管理につながります」。

非常事態と緊急事態の定義づけも、なるべく数字を用いて明確にしています。例えば、震度4以上の地震は緊急事態として民間企業が対応し、それ以下の地震でも施設に被害が出たら非常事態として自治体が対応することになっています。

非常・緊急事態が発生した時の基本的な対応もマニュアル化し、民間企業はそれを基に対応策を立案しています。実は長野市は包括的民間委託を導入する約2年前、平成14年にISO14001を取得し、翌年度に東部浄化センターもサイトに入りました。その際に作成した施設運用マニュアルが、包括的民間委託の発注でも大いに役立ったそうです。

「これまで自治体が背負ってきたリスクの一部を民間企業に請け負ってもらうわけですから、考えうる限りのリスクを洗い出し、提示しました」。そうすることで始めて、民間企業は安心してリスクを請け負えるようになります。また、「官民の責任があいまいなままでは、民間企業の業務履行状況も評価でき

ない」のです。「これから包括的民間委託を考えている自治体の方々は、ISO14001を取得しないまでも、通常時・非常時の運転手法を整理しておくべきだと思います」。

目に見えないメリット・デメリットも

平成19年6月、3カ年の包括的民間委託の契約期間が完了しました。その間、性能達成要件を逸脱することはなく(図1)、人件費を除く維持管理コストは年間約700万円縮減できました(図2)。「長野市にとっても、民間企業にとっても、当初の目的を達成できました」と評価されています。「設備上の問題でトラブルが数回ありましたが、受託者が適正に対処してくれたおかげで、大きな事故にならずにすみました」。トラブルをなくすることは難しいですが、いざという時に対する民間企業の取り組み姿勢は、評価を左右する重要な要素のようです。

一方、目に見えないメリットやデメリットも明らかになってきたといいます。包括的民間委託により自治体は実務から解放され、民間企業を監視する立場になります。これにより、「施設の延命化や更新など、長期的な視点による取り組みにシフトできました」。これはメリットです。しかし、実務を離れることで、「運転管理に関する技術を市職員が身に付け、伸ばし、継承することが難しくなりました。何らかの形で勉強していかないといいませんが、かなり大変だと思います」。

図1 放流水BOD(年平均値)の推移

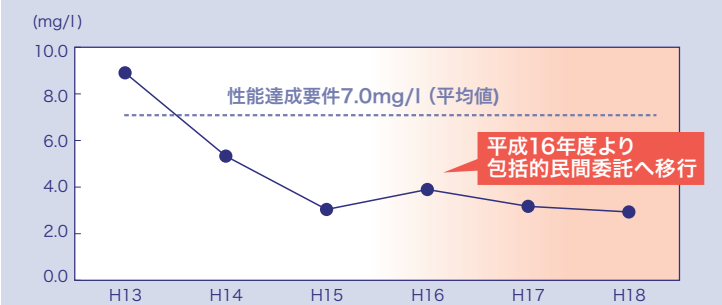


図1 平成16年度からの包括的民間委託後、性能達成要件を満足した運転が続いている

図2 包括的民間委託移行対象経費

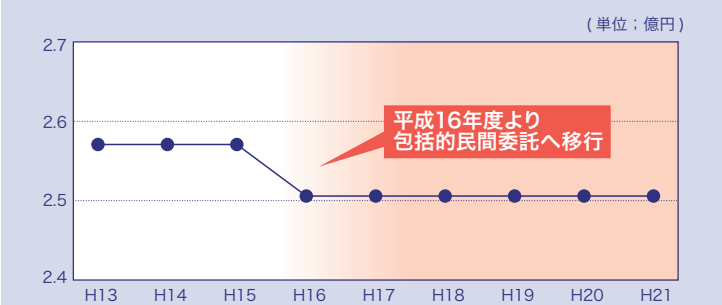


図2 包括的民間委託により約700万円の経費を削減できた(長野市ホームページより)

運転管理を民間企業に委託するとはいえ、自治体が民間企業の力量を評価するには、相応の技術力、知識が必要です。長野市が直面している課題は、決して小さなものではありません。ほかにも同じ課題を抱える自治体があるはずです。情報共有の場を持つなどして、早期に解決策を見出す必要があるのではないのでしょうか。

最後に、これから包括的民間委託を導入しようと考えている自治体の方々に、吉田課長からアドバイスをお願いしました。「事前準備に時間がかかるのは覚悟していただき、じっくりと取り組んでください」とのことでした。

「公共サービス改革基本方針」改定

上下水道施設の運転管理業務が追加 期待される性能発注・包括的民間委託の促進

「公共サービス改革基本方針」の改定が平成19年10月26日に閣議決定され、対象事業として上下水道関連施設の維持管理業務が新たに追加されました。包括的な民間委託や、業務指標（PI）を用いて業者を選定する性能発注への移行を促す内容となっています。今回の同方針改定により“性能発注に基づく包括的民間委託”への改革の流れがさらに明確になりました。

やりたいけど、やれない…戸惑う自治体の背中を後押し

上下水道関連施設の運転管理業務については、すでに多くの部分に民間企業が携わっていますが、よりコストメリットが大きく、民間活力を最大限に発揮でき、サービス水準の向上が期待できる“性能発注に基づく包括的な民間委託”への転換機運が高まっています。国レベルでも、ガイドラインの策定など、その普及に力を入れてきたところです。

このように、すでに上下水道界をあげて改革に取り組んできたにもかかわらず、このほど改定された「公共サービス改革基本方針」には、上下水道関連施設の維持管理業務が追加されました。異例とも思える措置の背景には、改革を加速する狙いがあったようです。

「発注者である自治体は性能発注や包括的民間委託に関心はあっても、『やり方が分からない』、『手が回らない』、『メリットが分からない』など戸惑いも多いようです。そのため、国レベルでは“性能発注による包括的民間委託”の方向性があるとしても、自治体レベルでは思うように進まない状況にあります。同方針の対象業務に加えることで、改めて自治体への情報提供、周知徹底が促され、性能発注による包括的民間委託を拡大する手助けになると考えています」（内閣府公共サービス改革推進室の楠本忠範参事官補佐）。

この考え方を受け、同方針改定に盛り込まれた措置内容（※表）には、包括的民間委託のための手引書作成やメリットの周知、PIを用いた性能発注が可能であることの周知などが盛り込まれました。

事項名	措置の内容等	担当府省等
水道施設の維持管理業務	水道法（昭和32年法律第177号）に基づき水道事業者等である地方公共団体が実施する水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、水道事業者等である各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に以下の措置を講じる。 ①水道事業者等である地方公共団体が、その保有する施設や人員構成の実情を反映した最適な業務実施体制を検討するための手引きを作成・公表する。 ②水道事業者等である地方公共団体に対し、民間委託を活用する場合には、第三者委託（水道法第24条の3に規定する水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部の委託）等の包括的な民間委託のメリット、実施上の留意点等を踏まえ、その実施を検討すべきことについて周知する。 また、包括的な民間委託の実施に当たっては、より透明性・競争性の高い手法の活用を検討すべきこと、民間事業者の創意工夫をより活かすため、運転・維持管理やサービス水準の指標を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることを周知する。 ③第三者委託等の包括的な民間委託が円滑に行えるよう、第三者委託の手引きを作成・公表する。	厚生労働省
下水道関連施設の維持管理業務	下水道法（昭和33年法律第79号）に基づき地方公共団体が実施する下水道施設の維持管理業務について、法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の判断に基づく包括的な民間委託が円滑かつ適切に推進されるよう、監理委員会と連携しつつ、以下の措置を講じる。 ①地方公共団体に対し、下水処理場等の包括的な民間委託の実施の必要性について改めて周知するとともに、その実施に当たっては、より透明性・競争性を高め、民間事業者の創意工夫を活かす観点から、下水道の維持管理サービスに係る業務指標（PI）を用いて要求水準を設定する契約手法が可能であることを周知する（平成19年度）。 ②管路施設の維持管理業務について、民間の創意工夫を活用した包括的な民間委託のあり方に関する検討会を設け、平成20年度中を目途に結論を得て公表する。 ③下水処理場等における包括的な民間委託の先行事例を調査し、その具体的メリット、実施上の留意点等について、平成20年度中を目途に地方公共団体に周知し公表する。	国土交通省

※表：平成19年10月26日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の改定で追加された上下水道施設の維持管理業務に関する措置内容

管路管理も包括的民間委託へ 改革の波をより強く、 より大きく

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）によると、同方針で官民競争入札等（市場化テスト）の対象として選定された公共サービスは、その実施が義務付けられています。今回の同方針改定で追加された様々な公共サービスについても、市場化テストの対象として、民間に開放する具体的な業務内容や、市場化テストの導入時期が明記されたものが少なくありません。

しかし、上下水道サービスについては「地方公共団体の事業であり、市場化テストの導入は各地方公共団体が個々の実情に応じて判断するものですので、その判断や導入の手助けをするという内容になっています」（内閣府公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局の芝山賢一参事官補佐）。従って、先述した通り“周知”という表現にとどまっており、性能発注に基づく包括的民間委託の普及に向けたロードマップ（行程表）や数値目標は示されませんでした。

この点、他の公共サービスに比べると、改革の波がまだ小さいように感じられます。上水道は人の命、下水道は生活の安全と水環境保全という、それぞれが担っている責任が重いため、他と同じように改革を進めるのは難しいようです。

しかし、今回の改定で前進したこともあります。下水道管路施設の維持管理業務が、包括的民間委託の対象として新たに位置付けられたのです。検討会を設置してあり方を検討し、平成20年度中をめどに結論を得て公表するとされています。

性能発注に基づく包括的民間委託の普及には、まだまだ課題が残されている状況ではありますが、処理施設に加え管路施設にも包括的民間委託の波が広がることは大きな追い風です。上下水道サービスは1日たりとも停止させることは許されません。官民がそれぞれの立場でサービス水準の向上を考え、それぞれの役割を果たすことで、強く、大きく、確実な改革の波を起こすことが求められています。

＊ ＊ ＊

下水処理場など平成19年度から

福井市

性能発注の考え方に基づく包括的民間委託に移行しました。対象は日野川・境・鷹巣・羽生浄化センター、清水東部・清水西部環境センター、ポンプ場管理センター、浸水対策関連施設。期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日。

花見川第二終末処理場で3年間

千葉県

印旛沼流域・花見川第二終末処理場の運転管理業務を、27億9817万円で包括的に民間委託しました。期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間。

2カ所の汚泥資源化センターに相次ぎ導入

横浜市

- 南部汚泥資源化センター：平成19年7月から運転管理を包括的に民間委託しました。期間は平成23年3月31日まで。委託金額は27億9,300万円。平成19年6月30日までは学習期間とし、経費は落札者の負担。
- 北部汚泥資源化センター：平成20年4月1日から導入する予定。期間は平成24年3月31日までの4年間。

流域下水処理場を性能発注で包括委託

京都府

宮津湾流域下水道・宮津湾浄化センターとポンプ場などの運転管理業務を、性能発注の考え方にに基づき包括的に委託しました。期間は平成19年4月～平成22年3月まで。

下水道公社廃止し民間委託へ

山形県

最上川流域・山形浄化センターで平成20年度から包括委託へ移行。平成22年度末に下水道公社を廃止し、平成23年度から流域全処理場に導入する方針。

水道事業ガイドライン推進室を開設

社団法人日本水道協会

平成19年4月1日に水道事業ガイドライン推進室を開設しました。

第三者委託の手引きまとめ

厚生労働省

水道事業者が第三者委託を導入する際の考え方などを整理した「第三者委託実施の手引き」を平成19年11月にまとめました。

下水処理場で平成20年度から導入

群馬県、釧路市、千葉市

群馬県は県央など4水質浄化センター、釧路市は古川終末処理場と白樺終末処理場、千葉市は中央浄化センター・南部浄化センターにおいて、平成20年度から包括的民間委託を導入します。期間は平成23年度まで。

水道事業の海外進出に言及

アジア・ゲートウェイ戦略会議

「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日）に「公共サービス業（水道事業等）などいわゆる“官業”も、海外進出を促進」と明記されました。

小規模水道の運営管理で報告書

厚生労働省

「小規模水道の運営管理に関する検討調査」報告書を平成19年10月15日にまとめました。運転管理業務を全面的に民間委託する場合、履行不能（会社倒産や撤退）時における対応方策の検討が必要なことなどが、今後の検討課題として指摘されました。

上下水道サービスの国際規格承認

ISO／TC224

平成19年11月21日に都内で開かれた総会でISO 24510（消費者サービス）、ISO 24511（下水道）、ISO 24512（水道）の3規格の最終案が承認されました。新たにWG5（途上国への普及の進め方）、WG6（アセットマネジメント）、WG7（セキュリティ：自然災害やテロなど）が設置されましたが、日本は参加を表明しませんでした。

from EDITORS 編集後記

日本の上下水道サービスは今、危機的状況を目の前にしています。とりわけ厳しいのは過疎化が進む地方の上下水道です。人口減少は上下水道使用料からの収入減に直結し、上下水道に携わる自治体の技術者数も減少しています。

しかし、今号のTop Interviewで丹保氏がおっしゃっているように水はすべての基本です。最低限の上下水道サービスの

質は、都市部であれ地方であれ地域間格差を生じることなく担保されなければならないはずです。

これから求められる上下水道の運営管理とは何なのか。それを模索するために「水マネジメント」を創刊致しました。年に2回だけの発行ですが、ご愛読いただけますと幸いです。ご意見、ご感想もお待ちしております。（編集室：奥田早希子）



Mizu Management

【水マネジメント】

Vol. 1 January 2008

2008年1月25日発行

編集：【水マネジメント】編集室

発行・制作：日本ヘルス工業株式会社 広報室

発行責任者：佐々木伸一

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-25

TEL：03-3267-4010 Email：info@hels.co.jp

URL：http://www.hels.co.jp/